

お知らせの タイトル	当協議会に寄せられた多面的機能支払交付金に係る主な問合せについて
概要	当協議会では、多面的機能支払交付金に係る市町村等関係機関及び活動組織等からの問い合わせに対応しているところです。令和5年4月から令和5年6月までの問い合わせの主なものについて下記のとおりとりまとめましたので、今後の適切な執行の参考として下さい。

項目	問合せ内容	対応
活動関連	資源向上活動(共同)と資源向上活動(長寿命化)の現地確認について	<p>資源向上活動(共同)の現地確認は、必要に応じて(書類では確認できない補修の延長等の確認等)実施、資源向上活動(長寿命化)は活動期間中に1回以上実施する必要があります。</p> <p>なお、農地維持活動については、活動期間中毎年度実施する必要があります。</p> <p>参照 多面的機能支払交付金実施要領 第1-9、及び第2-12 “(別記3-1)第1-2、第2-2及び第3-2 多面的機能支払交付金実施状況の確認の手引き(令和4年度版) P13(農地維持活動)、P17(資源向上活動(共同)) P18(資源向上活動(長寿命化))</p>
	<p>①既設コンクリート水路の補修について</p> <p>②長寿命化でのパイプライン工事について</p>	<p>①既設コンクリート水路の補修 補修の程度によりますが、目地補修や破損箇所の「軽微な補修」は共同活動、破損や老朽化部分が比較的、広範囲な補修が必要な場合は長寿命化に位置づけて活動できます。 なお、他事業での実施についてもご検討下さい。</p> <p>②パイプライン工事 パイプラインは水路に含まれます。共同活動で実施するか長寿命化で実施するかは工事の程度により判断しますが、他事業での実施もご検討下さい。(上記①と同様)</p> <p>なお、実施にあたり、変更認定申請、変更届の手続きが必要となる場合もありますので、活動計画書に活動項目として位置づけられているか、位置づけられている場合でも、延長は記載されている延長内かどうかを確認して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初活動計画に活動項目計上、かつ記載延長の内数の場合は、「手続き不要」 ・当初活動計画に活動項目計上、ただし、新たな路線の場合は「変更届」 ・当初活動計画に活動項目計上なし、又は記載延長を超える場合は「変更認定申請」 <p>参照 山形県多面的機能支払の実施に関する基本方針 別紙2 第2-(1)-3)-イ-31 山形県多面的機能支払の実施に関する基本方針 別紙3 第2-(1)-1)-61 令和5年度 多面的機能支払交付金の活動の手引き(活動組織用) P31</p>

お知らせの タイトル	当協議会に寄せられた多面的機能支払交付金に係る主な問合せについて
概要	当協議会では、多面的機能支払交付金に係る市町村等関係機関及び活動組織等からの問い合わせに対応しているところです。令和5年4月から令和5年6月までの問い合わせの主なものについて下記のとおりとりまとめましたので、今後の適切な執行の参考として下さい。

項目	問合せ内容	対応
活動関連	<p>田んぼダムの取組に係る手続きについて</p> <p>今年から田んぼダムに取り組む予定で、共同の交付金はいただかない予定です。来年からは交付金を申請する予定です。この場合のどのような手続きが必要でしょうか。</p>	<p>交付金の変更が伴う「活動の追加」は、計画書の変更認定申請が必要ですが、交付を受けていないのであれば変更届となります。</p> <p>その際、計画書の共同活動に「48水田の貯留機能向上活動」か「55.防災減災力の強化」を位置づけて、区域図も添付して提出します。</p> <p>来年から共同の交付をうけて加算も受ける場合は、活動期間中に要件(共同の交付を受ける田全体面積の5割以上で取り組むこと)を達成出来ない場合は、加算分が返還になるので注意が必要です。</p> <p>また市町村は「水田貯留機能強化計画」を策定する必要があります。</p> <p>参照 多面的機能支払交付金実施要領 第2-6 令和5年度 多面的機能支払交付金のあらまし P11 多面的機能支払交付金の活動の手引き(活動組織用) P31 多面的機能支払実施要綱(別紙2) 第9-1-(5)</p>
交付金関連	<p>機械購入について</p> <p>①共同活動に必要な作業機械等の購入について</p> <p>②購入した作業機械等の取扱について</p>	<p>①共同活動に必要な作業機械等については、農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金により購入することができます。</p> <p>また、購入した作業機械等の管理は下記のとおり、財産管理台帳又は独自の物品管理台帳に記載して管理することが肝要となるばかりでなく、目的以外の使用の場合、交付金の返還となりますので、購入にあたっては、総会等で構成員からの承認を得ることはもちろんのこと、事前に市町村に相談して下さい。</p> <p>参照 多面的機能支払交付金実施要綱(別紙1)第4-1及び(別紙2)第4-1 多面的機能支払交付金実施要綱(別紙1)第9-1-(2)及び(別紙2)第9-1-(2)</p> <p>②購入した作業機械等の取扱(管理)については、購入金額が50万円以上の場合は、所定の財産管理台帳に記載すること。また、50万円以下であっても独自に物品管理台帳を作成して管理することが望ましい。</p> <p>記載にあたっては、対象機械等の耐用年数も記載すること。</p> <p>参照 多面的機能支払交付金実施要領 第2-18-(4) 多面的機能支払交付金の活動の手引き(活動組織用) P45-P47</p>
	<p>資源向上支払交付金(長寿命化)の単価について</p> <p>広域化要件を満たしている組織であっても、直営施工をしていないと長寿命化の単価は5/6ですか</p>	<p>・広域要件を満たす場合 直営施工の有無に関わらず基本単価となります (田の場合、4,400円/10a)。</p> <p>・広域要件を満たさない場合で 直営施工を実施しない場合は、基本単価×5/6となります 直営施工を実施する場合は、基本単価となります ただし、どちらの場合も、集落数×200万円と比較し、いずれか小さい額となります</p> <p>参照 多面的機能支払交付金実施要綱(別紙2)第6-2-(2)-イ 多面的機能支払交付金実施要綱(別紙5)第3 山形県多面的機能支払の実施に関する基本方針 5</p>